

令和5年9月8日

第4回廿日市市議会議案（その2）

（第3回定例会）

廿日市市

第4回廿日市市議会議案（その2）目次

議案第76号 財産の処分について 1

議案第76号

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、市議会の追認議決を求める。

令和5年9月8日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 財産の表示

所 在 廿日市市阿品台二丁目3015番地3

種 別 建 物

細 目 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建て

床面積 3,538.52平方メートル

2 処分価格 22,000,000円

3 相手方 廿日市市阿品台四丁目1番26号

医療法人 天

理事長 平 田 優 子

4 契約日 令和5年6月30日

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議会の議決を得ないまま行った財産の処分について、市議会の追認議決を求めるものである。